

(様式第4号)

上田市国民健康保険運営協議会 会議概要

1	審議会名	上田市国民健康保険運営協議会
2	日時	平成29年12月21日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
3	会場	上田市役所本庁舎6階大会議室
4	出席者	田畑裕康会長、古川悦子委員、大久保秀子委員、倉沢和成委員、宮下暢夫委員、岸秀幸委員、戸島喜幸委員、千葉康浩委員、北村康史委員、近藤久代委員、宮尾秀子委員、堀内吉孝委員、山野井功委員
5	市側出席者	近藤福祉部長、細川国保年金課長、浅野収納管理課長、石井健康推進課長、堀内真田市民サービス課長、下村武石市民サービス課長、斎藤丸子市民サービス課市民窓口担当係長、春原国民健康保険担当係長、橋詰国民健康保険担当係長、坂口国民健康保険担当係長、井澤国民健康保険担当主査
6	公開・非公開等の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7	傍聴者	0名 記者 0名
8	会議録作成年月日	平成30年1月15日

協議事項等	
1	開会(事務局)
2	あいさつ(近藤部長、田畑会長)
3	新委員の紹介及びあいさつ
4	会議録署名人の指名 ・田畑会長から、堀内委員と山野井委員の2名を会議録署名人に指名
5	議事 (1) 平成30年度国民健康保険税の賦課方式および税率について 事務局：平成30年度国民健康保険税の賦課方式および税率について説明 ①国民健康保険税の賦課のあり方について ・賦課方式について(資産割の廃止を含めた検討) ・標準保険料率の検討について ・激変緩和措置について ・平成30年度税率改定について ・今後の税率改定に向けた方針について ②国民健康保険事業基金について ③国民健康保険事業について ④答申に向けた進め方及び答申案について 委員：今回の改定で、平成30年度にマイナス改定になる世帯の世帯数は推計で何%くらいか。 事務局：現在、資産割が課せられている世帯数は約12,500世帯で全体の約56%にあたる。ただし、資産割が賦課されている世帯が一律に減額になるわけではなく、資産税額にも増減があるため、減額改定になるのはおよそ23%程度だと思われる。 委員：改定案の年税額のモデル例の中で増減額がマイナスになっているところがあるが、医療費の伸

び等今後のことを考えても、少なくとも現在と同等か若干のプラス改定にして全体のバランスをとる必要があるのではないかと。

事務局：資産割の5%の減額改定があるので、資産割の税額をたくさん持っていればいるほど、年税額は下がることになる。どんなに所得割の方に賦課したとしても減額になってしまう。

ただ、改訂税率0%というのは、賦課額の総額が、旧の税率と改定後の税率と総額は変わらない。また、納付金の金額が不足しているところで総額をマイナスにしての改定はできない。しかしながら改革の初年度であり、世帯間の激変がなるべく抑えられるように、29年度からあまり大きな変化がないようにというような形で0%を基準にして考えた形の改定案をお示しさせていただいた。

もし、不足の納付金の額に基金を入れずに増額改定をすると、総額としては2.1%の改定になる。平成22年度は一般会計から3億円を繰り入れして税率改定を行ったが、その時が8.47%の改定だった。それ以降、今日まできているが、2.1%の改定にしても、7割軽減の世帯については、保険税が約18%上がってしまう。

軽減がない世帯についても2.1%の改定を行うことで、約8%上がってしまうこととなるため、激変緩和と改革初年度であるということを加味し、スムーズな移行にしたいというような考えから、このような税率での提案をさせていただいた。

委員：激変緩和策を講じ、税率を決定したが、納付金額が見込みをさらに超えるようなことが起きた場合はどうなるのか。

事務局：納付金が増えた場合は、税率に影響させないで、基金の繰り入れで対応していきたいと考えている。

委員：県が今後、標準保険料率を出してくると思うが、例えば医療費が増額になった、或は徴収率が非常に落ちたというようなことを加味して毎年数字が変わってくると思うが、変更があった場合、県では市町村間の調整を公平に行っていただけるのか。

事務局：医療費水準については、全国的には納付金にあまり反映はさせない都道府県もあるが、長野県は高齢化補正後の医療費は全額納付金に反映させるということなのでかなりフラットになるような形で考えられている。ただ、今後3年間でどのようにやっていくか見直していくことを県も言っているので、その辺は厳重に見ていきたいと考えている。

会長：それでは次回、答申案をご提示し、その内容についてご協議いただきたいという形で本日はまとめます。

事務局：今回ご協議いただいた内容をもとに答申書を作成させていただく。

次回答申書案を最終確認としてお示しさせていただきたい。

来月1月18日（木）1時半から協議会を開催させていただきたいと思う。

答申書の内容を確認、審議いただき、決定をもって答申としたい。

（2）上田市国民健康保険運営協議会委員の任期について

事務局：委員の任期は2年ということで、現委員の任期は平成28年度3月6日から平成30年3月5日までとなっているが、現在、平成30年度からの国民健康保険の制度改革について協議をいただいていることから、本格的な運用の始まるまでの間の平成30年6月30日まで委員の任期を延長したい。

6 その他

7 閉会（事務局）